



平成 24 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社マックハウス
代表者名 代表取締役社長 舟橋浩司
(JASDAQ・コード7603)
問合せ先 取締役管理本部長 杉浦功四郎
(TEL. 03-3316-1911)

内部統制システム構築の基本方針の一部改訂に関するお知らせ

当社は、内部統制システム構築の基本方針に関し、本日開催の取締役会において、下記のとおり一部改訂することを決議いたしましたのでお知らせいたします。(変更箇所は下線で示しております。)

記

1. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程において経営上重要な機密文書として位置付けるとともに、情報漏洩防止を徹底すべく適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直し等を行う。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①損失の危険の管理を行うため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、各部門担当取締役及び各部門の責任者とともに、部門毎のリスクを体系的に管理するため、既存の規程に加え必要なリスク管理総括規程を制定する。
 - ②コンプライアンス・リスク管理委員会は、定期的に取締役会に報告を行い、全社的なリスクを総括的に管理する。平時においても、各部門においてはその有するリスクの軽減等に取り組み、有事における関連規程に基づくマニュアルやガイドラインを見直し各部門のリスク管理の改善を行う。
 - ③取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し問題点の把握と改善に努める。
 - ④不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の緊急対策本部を別途設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
3. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に中期経営計画及び毎年策定される年度計画に基づき各部署において目標達成のために活動することとする。また、年度計画が当初の予定通りに進捗しているかについては、毎月の予算委員会を通じて定期的にチェックするとともに必要な対策を決定し実施する。
 - ②業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項について全て月 1 回の定例取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
 - ③日常の職務遂行に際しては、稟議規程、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき各部署の責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとし、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直し等を行う。
4. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①取締役及び使用人に対し法令及び定款の遵守を徹底するため、管理部門（総務グループ）が中心となり、コンプライアンス体制の強化を推進するとともに、取締役及び使用人が法令、定款及び諸規程等に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築する。

- ②内部通報制度については、法令、定款及び諸規程等に違反する行為を早期に発見し是正することを目的とし、管理本部長及び第三者機関を情報の受領者とするメールシステムを整備し運用を行うとともに、社長に報告される体制を構築する。
 - ③社長直属の部署として内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、業務監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。
 - ④内部監査室の監査により法令、定款違反その他の事由に基づき問題のある業務執行行為が発見された場合には、発見された問題の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報される体制を構築する。
 - ⑤社会生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力とは一切関わりを持たない体制を整備し、それらによる不当な要求に対して組織全体として毅然とした態度で対応する。
5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社の親会社が制定する「グループ企業倫理規程」を遵守し業務の適正を確保する。また、親会社の内部統制を推進する組織との連携体制を構築する。
 - ②月1回の定例取締役会に当社相談役（親会社社長）が必ず出席することにより、常に必要情報入手し、問題点の把握と改善が図れる体制を構築する。
6. 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- 監査役会が必要とした場合、監査役職務を補助する使用人を置くものとする。
7. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役職務を補助すべき使用人の任命・異動・評価等については、監査役会の同意を必要とするものとし、当該取締役からの独立性を確保するものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ①取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがある時、違法又は不正な行為を発見した時、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は監査役会に報告する。また、前述に関わらず監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ②監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、社長との定期的な意見交換会を開催し意思の疎通を図る。
9. その他の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①常勤監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に報告・説明を求めることができ、調査を必要とする場合には経理グループや内部監査室等に協力・補助を要請して監査が効率的に行える体制とする。
 - ②監査役会を3ヶ月に1回以上開催し、重要事項について協議するほか、年1回の監査役会と会計監査人との監査報告会の開催に加え、四半期毎の監査役と会計監査人との意見交換を通じた情報共有によって、特に会計監査上の問題点に付き協議する。このような体制で、監査がより実効的に行われることを確保する。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するため、取締役会において財務報告の内部統制構築の基本的計画及び方針を定め、整備及び運用する体制を確保する。

以上